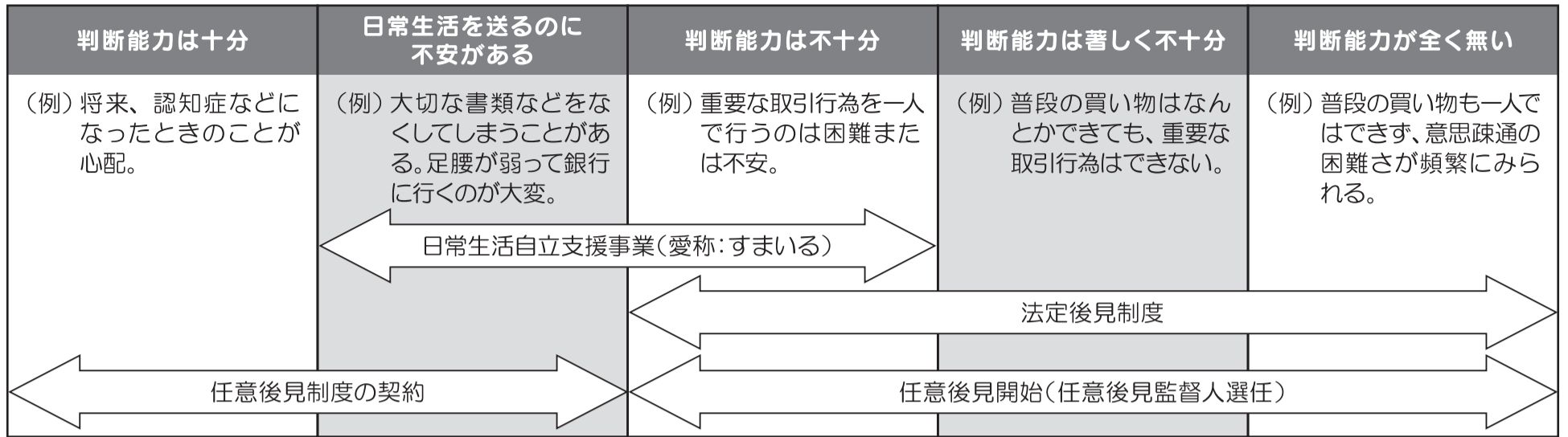


(図解) こんなとき、この制度

本人の判断能力等のめやす



日常生活自立支援事業(愛称:すまいる)

在宅で生活されている高齢の方や障害をお持ちの方で、福祉サービスの利用や預貯金の払戻し等の金融機関の手続きが思うようにできない方のうち、このサービスの利用に必要な契約の内容を理解できる方が対象となります。生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、住み慣れた地域で生活できるようにサポートします。ご利用までの流れやサービスの利用料金等については、社会福祉法人流山市社会福祉協議会へお問い合わせください。



【お問い合わせ、ご相談】

社会福祉法人流山市社会福祉協議会

所在地 流山市平和台2-1-2

電話 04-7159-4735

成年後見制度

任意後見制度… 判断能力があるうちに、将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ本人が選んだ代理人(任意後見人)と、本人の生活や財産管理などについて、どのような援助を頼むか話し合います。内容が具体的になったら、公証役場で公正証書を作成しておきます。実際に本人の判断能力が低下したら、家庭裁判所が選んだ任意後見監督人のもとで、任意後見人が支援をします。

【どの公証役場でも手続き可能です。】

松戸公証役場

所在地 松戸市本町11-5
明治安田生命松戸ビル3階

電話 047-363-2091

柏公証役場

所在地 柏市東上町7-18
柏商工会議所5階

電話 04-7166-6262

法定後見制度… 本人の判断能力が低下した時点で、本人や家族などの申し立てに基づき、必要な援助の程度に応じて家庭裁判所が援助を行う人を選びます。選ばれた支援者が、本人の利益を考えた上で、本人を代理して契約を行う、または本人に不利益な契約を取り消すなどの法律行為や、財産の管理を行い、判断能力の低下した方々を保護し、支援します。

【成年後見申立手続き、必要書類などについて】

千葉家庭裁判所 松戸支部 後見係

所在地 松戸市岩瀬無番地

電話 047-313-0153

参考:「成年後見制度~成年後見登記制度~」(法務省)

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>



いろいろな制度があるけれど、実際の生活はどうなるの？



認定NPO法人 東葛市民後見人の会
越智邦子さんにお聞きしました!

～認定NPO法人 東葛市民後見人の会でサポートをしている方の生活のご様子をご紹介します～

80歳代Aさん、軽度の認知症がある方です。奥様がお亡くなりになった後、遠縁の親族(未成年)と持ち家で暮らしています。Aさんを担当するケアマネジャーより、このままでは家計が破綻すると当会に相談が寄せられました。Aさんご本人の年金は一人暮らしには十分な額ですが、孫のように思っている同居親族との生活費が膨らみ、預金も底をつく状態であることが分かりました。Aさんは、日常の買い物はできますが認知機能の低下で生活費のやり繰りが難しくなり、お金が無くなる不安をお持ちでした。

そこで、後見人としてAさんや同居親族と話し合いながら、生活費や保険契約内容等を、Aさんの不利益とならないように見直し、税金や光熱費、

医療費等の支払い手続きの支援のほか、栄養面を考え配食サービスの契約を行い、年金の範囲内で生活を整えることができました。

現在は、月に2度訪問し、生活費の管理をお手伝いするとともに、Aさんの困りごとや希望することを把握し、支援をしています。また、今後のために、ケアマネジャーとも連携しながら、Aさんにとって最適な生活環境について、検討しています。

このように、ご本人を中心に関係者とも連携して、ご本人が心身ともに安心できる暮らしをサポートすることが後見人の仕事です。

市民後見人とは…社会貢献への意欲が高い市民が、後見人として必要な知識や技能などを研修等により身に付け、家庭裁判所からの選任を受けて成年後見人(本人との親族関係がないことが条件)になることができる仕組みです。

こちらでも相談ができます!

【成年後見制度について】

法テラス(日本司法支援センター)

平日 9時～21時

土曜日 9時～17時(祝日・年末年始を除く)

電話 0570-078374(コールセンター)

【消費生活に関することについて】

流山市消費生活センター

平日 9時～16時30分(祝日・年末年始を除く)

電話 04-7158-0999

財産の管理や契約に不安があるとき、頼れる家族がいない場合などには、成年後見制度の利用をおすすめします。市役所や高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)では、成年後見制度についての相談をお受けしています。必要に応じ、成年後見申立手続き等の支援をする団体を紹介いたします。

相談先	所在地	電話
北部高齢者なんでも相談室	江戸川台2-19	04-7155-5366
北部西高齢者なんでも相談室※	中野久木421	04-7197-1378
中部高齢者なんでも相談室	下花輪409-6	04-7150-2953
東部高齢者なんでも相談室	野々下2-488-5	04-7148-5665
南部高齢者なんでも相談室	平和台2-1-2	04-7159-9981
流山市役所 高齢者支援課	平和台1-1-1	04-7150-6080
流山市役所 障害者支援課	平和台1-1-1	04-7150-6081

※北部西高齢者なんでも相談室は、平成31年4月1日に開設します。